

# 令和6年度高度研究人材等活用促進事業 委託業務企画提案仕様書

## 1 委託業務の名称

令和6年度高度研究人材等活用促進事業委託業務

## 2 業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

## 3 委託契約額の上限 9,900千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

（当該金額は、企画提案のために提示する上限額であり、契約金額ではない。）

## 4 事業概要

### (1) 事業の目的

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月策定）において、継続的なイノベーションの創出に向けて、将来の研究活動を担う創造性豊かな高度研究人材等が県内で活躍できる環境整備に取り組むこととしている。

本事業では、県内産業における高付加価値の商品・技術等の開発等、産業の高度化による持続的なイノベーションの創出へ繋げることを目的に、県内大学等から輩出される高度研究人材等と県内企業等とが繋がる機会を創出することで、高度研究人材等の県内企業等への興味・関心を高めるとともに県内企業等による人材確保に向けた取組を推進する。

### (2) 事業対象者等の定義

#### ・高度研究人材

① 県内の大学院に在籍する者

② 修士または博士の学位を取得した者のうち、任期付きで採用され、県内の大学等で研究業務に従事している者

なお、①、②の者については、下記分野の学問を修学している者とする。

分野：農学、理学、工学、保健学、教育学（理科・数学・技術教育分野）等自然科学に関連する分野

#### ・大学生等

県内の大学生または高等専門学校に在籍する学生のうち、下記分野の学問を修学している者とする。

分野：農学、理学、工学、保健学、教育学（理科・数学・技術教育分野）等自然科学に関連する分野

#### ・県内企業等

沖縄県内に事業所（登記上の事業所、工場、研究所等）を有する企業のうち、「ライフサイエンス」・「環境」・「エネルギー」・「農林水産」・「情報通信」・「ナノテク・材料」・「ものづくり技術」に関連する分野の中小企業者等。

※中小業者等とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」及び「小規模企業者」とする。

## 5 委託業務の内容

4(1)の事業の目的を達成するため、次の取組を行う。

### (1) 県内企業等と高度研究人材等のマッチング支援

(ア) 公募により20社程度の支援を行う県内企業等（以下「支援企業等」という。）を選定し、支援企業等に対し、アンケートやヒアリングを実施し、支援企業等の課題や特徴、魅力等を把握すること。また、企業カルテを作成する等し、高度研究人材と支援企業等のマッチングに資するよう取り組むこと。

(イ) 高度研究人材等の採用経験やノウハウが少ない支援企業等については、支援企業等の特徴や魅力を高度研究人材等に伝えられるよう企業セミナーなどの求人情報発信に活用する資料作成等のハンズオン支援を行うこと。（3社程度）

(ウ) 県内企業等の企業研究・交流イベント等の実施（6回以上）

高度研究人材等に対し、県内企業等の魅力や研究内容・技術等の理解を促すとともに、県内企業等への興味・関心を高めるためのイベント等を行うこと。なお、イベント等の実施形式については、高度研究人材等及び県内企業等のニーズに即したものとすること。

### (2) 令和5年度事業成果で判明した課題解決に対する方策の検討

令和5年度に高度研究人材等及び支援企業等を対象にアンケート調査を実施した結果、高度研究人材等は県内理系企業の求職情報をほとんど有していない、求人に際し企業の特徴や魅力を伝えるノウハウが乏しい企業も多いこと等の課題が判明した。

令和6年度はこれらの課題を解決するための具体的な方策を提案すること。

### ○成果目標

- ・イベント等への参加：200名以上
- ・マッチング支援で正規雇用採用、短期雇用採用、インターンシップ参加等につながった事例：15名程度

### 【企画提案内容】

- a マッチング支援の実施方法
- b 実施時期
- c 実施場所
- d 高度研究人材等への周知方法 等

## 6 業務を実施する上での必要事項

### (1) 実施事項

ア 事業実施のために必要な配置

本事業を効果的かつ円滑に実行するため、下記のとおり組織体制を整備すること。

(ア) 高度研究人材及び大学生等（以下「高度研究人材等」という。）と県内企業等のマッチングについて、経験、知識・情報、人的ネットワークを有

し、効果的に事業を実施することができる十分な人員を必要数配置し、役割分担を明記すること。

(イ) 県との円滑な連絡・調整体制がとれるよう、全体を把握する総括責任者を1名配置すること。

(ウ) 業務受託者は、業務の適正かつ円滑な執行に向けて、沖縄県と適宜、業務内容等に関する打ち合わせを実施するとともに、適宜業務の進捗状況報告を行う。

## (2) 再委託の制限等

### ア 再委託の制限

本業務のうち、契約金額の50%を超える業務、業務全体の管理運営、企業等との総合調整、指導監督、確認検査など、統括的かつ根幹的な業務については、契約の主たる部分として、再委託することができない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に再委託できない。

### イ 再委託の範囲

再委託することのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

(ア) 分析、試験、解析等の外注

(イ) その他、簡易な業務（資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計等）

### ウ 再委託の承認

契約の一部の再委託しようとするときは、書面による県の承認を得なければならない。ただし、上記(2)イ(イ)「その他、簡易な業務」を再委託するときにはこの限りではない。

## 7 成果品

### (1) 成果報告書の作成

本業務終了時に、次の成果品を提出すること。

ア 委託業務報告書（ファイル綴じ）・・・・・・・・・・5部

イ その他事業に関連して作成した成果品・・・・・・・・・・3部

ウ ア～ウの電子ファイル（DVD・CD等）・・・・・・・・・・1部

### (2) 著作権について

成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

## 8 その他

(1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

(3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県（企画部科学技術振興課）と協議すること。

以上